

入所加算料金表（1割負担のご利用者）

初期加算		30 円	入所の日から30日の期間に加算します。
短期集中リハビリテーション実施加算		240 円	入所の日から3月以内に、集中的に個別リハビリテーションを行った場合に加算します。
科学的介護推進体制加算	(I)	40 円	ご利用者ごとの心身状況等に係る基本的な情報を厚生労働省へ提出し、受け取った情報をサービス計画へ活用した場合に(I)を加算します。又、(I)に併せて服薬情報等を厚生労働省へ提出した場合に(II)を加算します。
	(II)	60 円	
外泊時の費用		362 円	外泊された場合に、その初日と最終日を除き1月に6日を限度として基本サービス費に代えて算定します。
認知症ケア加算		76 円	認知症専門棟に入所された場合に加算します。
認知症専門ケア加算(I)		3 円	認知症介護実践リーダー研修を修了している職員が一定数配置されている場合に、日常生活自立度Ⅲ以上のご利用者を対象に加算します。
安全対策体制加算		20 円	外部の研修を受けた担当者が配置され、安全対策を実施する体制が整備されている場合に入所時に1回加算します。
リハビリテーションマネジメント計画書情報加算		33 円	医師又はリハビリ職員がリハビリ計画をご利用者やご家族へ説明し、厚生労働省へリハビリ計画等の情報を提出し必要な情報を活用した場合に加算します。
若年性認知症入所者受入加算		120 円	若年性認知症のご利用者に、所定のサービスを提供した場合に加算します。
経口移行加算		28 円	経管により食事を摂取しているご利用者の経口摂取を進めるために、経口移行計画を作成し栄養管理を行った場合に、原則として6月を限度に加算します。
経口維持加算	(I)	400 円	摂食機能障害を有しているご利用者に、継続して経口摂取による食事を進めるために経口維持計画を作成し特別な管理を行った場合に(I)の料金を1月に1回加算します。さらに、当施設以外の医師等より意見を求めた場合には、(II)の料金を1月に1回加算します。
	(II)	100 円	
療養食加算		6 円	医師の指示する食事せんに基づき、適切な栄養量及び内容を有する食事を提供した場合に1日につき3回を限度として加算します。
ターミナルケア加算	31~45日	80 円	医学的知見に基づき、回復の見通しが無いと医師が判断したご利用者に対してご本人又はご家族からの同意を得てターミナルケア計画を作成します。ご利用者、ご家族の求めに対して、随時説明を行いターミナルケアを行った場合に亡くなられた日を基準に加算します。
	4~30日	160 円	
	2~3日	820 円	
	死亡日	1,650 円	
入所前後訪問指導加算	(I)	450 円	ご利用者が退所後生活する居宅等を訪問し、退所を目的とした施設サービス計画の策定、診療方針の決定を行った場合に(I)を加算します。又、(I)を作成するに当たり、生活機能の具体的な改善目標を定め支援計画を作成した場合に(II)を加算します。
	(II)	480 円	
自立支援促進加算		300 円	ご利用者の入所時に医師が自立支援に必要な評価を行い、評価を基にした自立支援計画の策定と厚生労働省へのデータ提出を行った場合に加算します。
退所時情報提供加算		500 円	退所後の主治医に対してご利用者の情報を提供し、紹介を行った場合に加算します。
入退所前連携加算	(I)	600 円	退所に先立ち利用を希望する居宅介護支援事業者に対して情報を提供し、退所後の居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合に(II)を加算します。入所日前後30日以内に退所後利用を希望する居宅介護支援事業者と連携し、退所後のサービス利用方針を定めていた場合は退所時に(I)を加算します。
	(II)	400 円	
訪問看護指示加算		300 円	退所時に、医師が訪問看護ステーション等に対して訪問看護指示書を交付した場合に加算します。
所定疾患施設療養費	(I)	239 円	所定の疾患に対して施設内で治療した場合に、7日を限度として(I)を加算します。また、(I)の要件に加え、医師が感染症対策に関する研修を受講している場合は(II)を加算します。
	(II)	480 円	
緊急時治療管理		518 円	緊急に治療を行った場合に、3日を限度として加算します。

※1. 介護職員処遇改善加算(I)として、算定した料金(基本サービス費+加算料金)の1,000分の39に相当する料金を加算します。

※2. 特定介護職員処遇改善加算(I)として、算定した料金(基本サービス費+加算料金)の1,000分の21に相当する料金を加算します。

入所加算料金表（2割負担のご利用者）

初期加算		60 円	入所の日から30日の期間に加算します。
短期集中リハビリテーション実施加算		480 円	入所の日から3月以内に、集中的に個別リハビリテーションを行った場合に加算します。
科学的介護推進体制加算	(I)	80 円	ご利用者ごとの心身状況等に係る基本的な情報を厚生労働省へ提出し、受け取った情報をサービス計画へ活用した場合に(I)を加算します。又、(I)に併せて服薬情報等を厚生労働省へ提出した場合に(II)を加算します。
	(II)	120 円	
外泊時の費用		724 円	外泊された場合に、その初日と最終日を除き1月に6日を限度として基本サービス費に代えて算定します。
認知症ケア加算		152 円	認知症専門棟に入所された場合に加算します。
認知症専門ケア加算(I)		6 円	認知症介護実践リーダー研修を修了している職員が一定数配置されている場合に、日常生活自立度Ⅲ以上のご利用者を対象に加算します。
安全対策体制加算		40 円	外部の研修を受けた担当者が配置され、安全対策を実施する体制が整備されている場合に入所時に1回加算します。
リハビリテーションマネジメント計画書情報加算		66 円	医師又はリハビリ職員がリハビリ計画をご利用者やご家族へ説明し、厚生労働省へリハビリ計画等の情報を提出し必要な情報を活用した場合に加算します。
若年性認知症入所者受入加算		240 円	若年性認知症のご利用者に、所定のサービスを提供した場合に加算します。
経口移行加算		56 円	経管により食事を摂取しているご利用者の経口摂取を進めるために、経口移行計画を作成し栄養管理を行った場合に、原則として6月を限度に加算します。
経口維持加算	(I)	800 円	摂食機能障害を有しているご利用者に、継続して経口摂取による食事を進めるために経口維持計画を作成し特別な管理を行った場合に(I)の料金を1月に1回加算します。さらに、当施設以外の医師等より意見を求めた場合には、(II)の料金を1月に1回加算します。
	(II)	200 円	
療養食加算		12 円	医師の指示する食事せんに基づき、適切な栄養量及び内容を有する食事を提供した場合に1日につき3回を限度として加算します。
ターミナルケア加算	31~45日	160 円	医学的知見に基づき、回復の見通しが無いと医師が判断したご利用者に対してご本人又はご家族からの同意を得てターミナルケア計画を作成します。ご利用者、ご家族の求めに対して、随時説明を行いターミナルケアを行った場合に亡くなられた日を基準に加算します。
	4~30日	320 円	
	2~3日	1,640 円	
	死亡日	3,300 円	
入所前後訪問指導加算	(I)	900 円	ご利用者が退所後生活する居宅等を訪問し、退所を目的とした施設サービス計画の策定、診療方針の決定を行った場合に(I)を加算します。又、(I)を作成するに当たり、生活機能の具体的な改善目標を定め支援計画を作成した場合に(II)を加算します。
	(II)	960 円	
自立支援促進加算		600 円	ご利用者の入所時に医師が自立支援に必要な評価を行い、評価を基にした自立支援計画の策定と厚生労働省へのデータ提出を行った場合に加算します。
退所時情報提供加算		1,000 円	退所後の主治医に対してご利用者の情報を提供し、紹介を行った場合に加算します。
入退所前連携加算	(I)	1,200 円	退所に先立ち利用を希望する居宅介護支援事業者に対して情報を提供し、退所後の居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合に(II)を加算します。入所日前後30日以内に退所後利用を希望する居宅介護支援事業者と連携し、退所後のサービス利用方針を定めていた場合は退所時に(I)を加算します。
	(II)	800 円	
訪問看護指示加算		600 円	退所時に、医師が訪問看護ステーション等に対して訪問看護指示書を交付した場合に加算します。
所定疾患施設療養費	(I)	478 円	所定の疾患に対して施設内で治療した場合に、7日を限度として(I)を加算します。また、(I)の要件に加え、医師が感染症対策に関する研修を受講している場合は(II)を加算します。
	(II)	960 円	
緊急時治療管理		1,036 円	緊急に治療を行った場合に、3日を限度として加算します。

※1. 介護職員処遇改善加算(I)として、算定した料金(基本サービス費+加算料金)の1,000分の39に相当する料金を加算します。

※2. 特定介護職員処遇改善加算(I)として、算定した料金(基本サービス費+加算料金)の1,000分の21に相当する料金を加算します。

入所加算料金表（3割負担のご利用者）

初期加算		90 円	入所の日から30日の期間に加算します。
短期集中リハビリテーション実施加算		720 円	入所の日から3月以内に、集中的に個別リハビリテーションを行った場合に加算します。
科学的介護推進体制加算	(I)	120 円	ご利用者ごとの心身状況等に係る基本的な情報を厚生労働省へ提出し、受け取った情報をサービス計画へ活用した場合に(I)を加算します。又、(I)に併せて服薬情報等を厚生労働省へ提出した場合に(II)を加算します。
	(II)	180 円	
外泊時の費用		1,086 円	外泊された場合に、その初日と最終日を除き1月に6日を限度として基本サービス費に代えて算定します。
認知症ケア加算		228 円	認知症専門棟に入所された場合に加算します。
認知症専門ケア加算(I)		9 円	認知症介護実践リーダー研修を修了している職員が一定数配置されている場合に、日常生活自立度Ⅲ以上のご利用者を対象に加算します。
安全対策体制加算		60 円	外部の研修を受けた担当者が配置され、安全対策を実施する体制が整備されている場合に入所時に1回加算します。
リハビリテーションマネジメント計画書情報加算		99 円	医師又はリハビリ職員がリハビリ計画をご利用者やご家族へ説明し、厚生労働省へリハビリ計画等の情報を提出し必要な情報を活用した場合に加算します。
若年性認知症入所者受入加算		360 円	若年性認知症のご利用者に、所定のサービスを提供した場合に加算します。
経口移行加算		84 円	経管により食事を摂取しているご利用者の経口摂取を進めるために、経口移行計画を作成し栄養管理を行った場合に、原則として6月を限度に加算します。
経口維持加算	(I)	1,200 円	摂食機能障害を有しているご利用者に、継続して経口摂取による食事を進めるために経口維持計画を作成し特別な管理を行った場合に(I)の料金を1月に1回加算します。さらに、当施設以外の医師等より意見を求めた場合には、(II)の料金を1月に1回加算します。
	(II)	300 円	
療養食加算		18 円	医師の指示する食事せんに基づき、適切な栄養量及び内容を有する食事を提供した場合に1日につき3回を限度として加算します。
ターミナルケア加算	31~45日	240 円	医学的知見に基づき、回復の見通しが無いと医師が判断したご利用者に対してご本人又はご家族からの同意を得てターミナルケア計画を作成します。ご利用者、ご家族の求めに対して、随時説明を行いターミナルケアを行った場合に亡くなられた日を基準に加算します。
	4~30日	480 円	
	2~3日	2,460 円	
	死亡日	4,950 円	
入所前後訪問指導加算	(I)	1,350 円	ご利用者が退所後生活する居宅等を訪問し、退所を目的とした施設サービス計画の策定、診療方針の決定を行った場合に(I)を加算します。又、(I)を作成するに当たり、生活機能の具体的な改善目標を定め支援計画を作成した場合に(II)を加算します。
	(II)	1,440 円	
自立支援促進加算		900 円	ご利用者の入所時に医師が自立支援に必要な評価を行い、評価を基にした自立支援計画の策定と厚生労働省へのデータ提出を行った場合に加算します。
退所時情報提供加算		1,500 円	退所後の主治医に対してご利用者の情報を提供し、紹介を行った場合に加算します。
入退所前連携加算	(I)	1,800 円	退所に先立ち利用を希望する居宅介護支援事業者に対して情報を提供し、退所後の居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合に(II)を加算します。入所日前後30日以内に退所後利用を希望する居宅介護支援事業者と連携し、退所後のサービス利用方針を定めていた場合は退所時に(I)を加算します。
	(II)	1,200 円	
訪問看護指示加算		900 円	退所時に、医師が訪問看護ステーション等に対して訪問看護指示書を交付した場合に加算します。
所定疾患施設療養費	(I)	717 円	所定の疾患に対して施設内で治療した場合に、7日を限度として(I)を加算します。また、(I)の要件に加え、医師が感染症対策に関する研修を受講している場合は(II)を加算します。
	(II)	1,440 円	
緊急時治療管理		1,554 円	緊急に治療を行った場合に、3日を限度として加算します。

※1. 介護職員処遇改善加算(I)として、算定した料金(基本サービス費+加算料金)の1,000分の39に相当する料金を加算します。

※2. 特定介護職員処遇改善加算(I)として、算定した料金(基本サービス費+加算料金)の1,000分の21に相当する料金を加算します。

入所1月当たりの基本料金表（1割負担のご利用者）

介護度	所得区分	基本サービス費		夜勤職員配置加算	サービス提供体制強化加算(1)	居住費		食費	日用品費	テレビ 冷蔵庫	特別室室料		1月当たりの基本料金			
		従来型 個室	多床室			従来型 個室	多床室				個室	2床室窓側	個室	2床室窓側	4床室及び 2床室廊下側	認知症専門棟
要介護1	第1段階	756円	836円	24円	22円	490円	0円	300円	270円	テレビ	1,200円	600円	91,860円	61,560円	49,560円	45,930円
	第2段階					490円	370円	390円		100円			94,560円	75,360円	63,360円	59,730円
	第3段階①					1,310円	370円	650円		・			126,960円	83,160円	71,160円	67,530円
	第3段階②					1,310円	370円	1,360円		冷蔵庫			148,260円	104,460円	92,460円	88,830円
	第4段階					1,668円	377円	1,445円		100円			161,550円	107,220円	95,220円	91,590円
要介護2	第1段階	828円	910円	24円	22円	490円	0円	300円	270円	テレビ	1,200円	600円	94,020円	63,780円	51,780円	48,150円
	第2段階					490円	370円	390円		100円			96,720円	77,580円	65,580円	61,950円
	第3段階①					1,310円	370円	650円		・			129,120円	85,380円	73,380円	69,750円
	第3段階②					1,310円	370円	1,360円		冷蔵庫			150,420円	106,680円	94,680円	91,050円
	第4段階					1,668円	377円	1,445円		100円			163,710円	109,440円	97,440円	93,810円
要介護3	第1段階	890円	974円	24円	22円	490円	0円	300円	270円	テレビ	1,200円	600円	95,880円	65,700円	53,700円	50,070円
	第2段階					490円	370円	390円		100円			98,580円	79,500円	67,500円	63,870円
	第3段階①					1,310円	370円	650円		・			130,980円	87,300円	75,300円	71,670円
	第3段階②					1,310円	370円	1,360円		冷蔵庫			152,280円	108,600円	96,600円	92,970円
	第4段階					1,668円	377円	1,445円		100円			165,570円	111,360円	99,360円	95,730円
要介護4	第1段階	946円	1,030円	24円	22円	490円	0円	300円	270円	テレビ	1,200円	600円	97,560円	67,380円	55,380円	51,750円
	第2段階					490円	370円	390円		100円			100,260円	81,180円	69,180円	65,550円
	第3段階①					1,310円	370円	650円		・			132,660円	88,980円	76,980円	73,350円
	第3段階②					1,310円	370円	1,360円		冷蔵庫			153,960円	110,280円	98,280円	94,650円
	第4段階					1,668円	377円	1,445円		100円			167,250円	113,040円	101,040円	97,410円
要介護5	第1段階	1,003円	1,085円	24円	22円	490円	0円	300円	270円	テレビ	1,200円	600円	99,270円	69,030円	57,030円	53,400円
	第2段階					490円	370円	390円		100円			101,970円	82,830円	70,830円	67,200円
	第3段階①					1,310円	370円	650円		・			134,370円	90,630円	78,630円	75,000円
	第3段階②					1,310円	370円	1,360円		冷蔵庫			155,670円	111,930円	99,930円	96,300円
	第4段階					1,668円	377円	1,445円		100円			168,960円	114,690円	102,690円	99,060円

※1. 従来型個室のご利用者のうち下記に該当する場合は、多床室扱いになります。

①著しい精神症状等により個室の利用が必要と医師が判断したご利用者 ②感染症等で個室の利用が必要と医師が判断したご利用者で30日の期間

※2. 新型コロナウイルスによる特例措置として令和3年9月まで上記基本サービス費の1,000分の1に相当する料金を加算します。

※3. 居住費・食費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている居住費・食費を負担限度額とします。

入所1月当たりの基本料金表（2割負担のご利用者）

介護度	所得区分	基本サービス費		夜勤職員配置加算	サービス提供体制強化加算(I)	居住費		食費	日用品費	テレビ 冷蔵庫	特別室室料		1月当たりの基本料金			
		従来型 個室	多床室			従来型 個室	多床室				個室	2床室窓側	個室	2床室窓側	4床室及び 2床室廊下側	認知症専門棟
要介護1	第4段階	1,512円	1,672円	48円	44円	1,668円	377円	1,445円	270円	テレビ 100円 ・ 冷蔵庫 100円	1,200円	600円	185,610円	133,680円	121,680円	120,420円
要介護2		1,656円	1,820円										189,930円	138,120円	126,120円	124,860円
要介護3		1,780円	1,948円										193,650円	141,960円	129,960円	128,700円
要介護4		1,892円	2,060円										197,010円	145,320円	133,320円	132,060円
要介護5		2,006円	2,170円										200,430円	148,620円	136,620円	135,360円

※1. 従来型個室のご利用者のうち下記に該当する場合は、多床室扱いになります。

- ①著しい精神症状等により個室の利用が必要と医師が判断したご利用者 ②感染症等で個室の利用が必要と医師が判断したご利用者で30日の期間

※2. 新型コロナウイルスによる特例措置として令和3年9月まで上記基本サービス費の1,000分の1に相当する料金を加算します。

※3. 居住費・食費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている居住費・食費を負担限度額とします。

入所1月当たりの基本料金表（3割負担のご利用者）

介護度	所得区分	基本サービス費		夜勤職員配置加算	サービス提供体制強化加算(I)	居住費		食費	日用品費	テレビ 冷蔵庫	特別室室料		1月当たりの基本料金			
		従来型 個室	多床室			従来型 個室	多床室				個室	2床室窓側	個室	2床室窓側	4床室及び 2床室廊下側	認知症専門棟
要介護1	第4段階	2,268円	2,508円	72円	66円	1,668円	377円	1,445円	270円	テレビ 100円 ・ 冷蔵庫 100円	1,200円	600円	209,670円	160,140円	148,140円	149,250円
要介護2		2,484円	2,730円										216,150円	166,800円	154,800円	155,910円
要介護3		2,670円	2,922円										221,730円	172,560円	160,560円	161,670円
要介護4		2,838円	3,090円										226,770円	177,600円	165,600円	166,710円
要介護5		3,009円	3,255円										231,900円	182,550円	170,550円	171,660円

※1. 従来型個室のご利用者のうち下記に該当する場合は、多床室扱いになります。

- ①著しい精神症状等により個室の利用が必要と医師が判断したご利用者 ②感染症等で個室の利用が必要と医師が判断したご利用者で30日の期間

※2. 新型コロナウイルスによる特例措置として令和3年9月まで上記基本サービス費の1,000分の1に相当する料金を加算します。

※3. 居住費・食費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている居住費・食費を負担限度額とします。